

国民健康保険運営協議会	資料
令和8年1月9日（金）	

東松山市国民健康保険税の税率等について（諮問） 参考資料

- ① 令和8年度の変更点1 医療給付費分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分
- ② 令和8年度の変更点2 子ども・子育て支援納付金分
- ③ 令和6年度以降の変更
- ④ 令和8年度税率案の算定手順
- ⑤ 医療給付費分（所得割率・均等割額）グラフ
- ⑥ 後期高齢者支援金等分（所得割率・均等割額）グラフ
- ⑦ 介護納付金分（所得割率・均等割額）グラフ
- ⑧ 医療給付費分+後期高齢者支援金等分+介護納付金分（所得割率・均等割額）グラフ
- ⑨ 令和7年度 県内市町村 税率分布（医療分+支援金分+介護分）
- ⑩ 前回の諮問（令和7年度における税率等の改定）に対する答申

令和8年度の変更点

1 医療給付費分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分

(1) 税率（所得割率・均等割額）の引上げ

医療給付費分

所得割率	7. 44%	→	7. 91%	0. 47ポイント引上げ
均等割額	30, 600円	→	40, 900円	10, 300円引上げ

後期高齢者支援金等分

所得割率	2. 65%	→	2. 78%	0. 13ポイント引上げ
均等割額	14, 000円	→	15, 800円	1, 800円引上げ

介護納付金分（40歳以上65歳未満の方のみ）

所得割率	2. 31%	→	2. 44%	0. 13ポイント引上げ
均等割額	15, 400円	→	16, 800円	1, 400円引上げ

(2) 地方税法施行令の改正に伴う賦課限度額の引上げ

医療給付費分

限度額	650, 000円	→	660, 000円	10, 000円引上げ
-----	-----------	---	-----------	-------------

後期高齢者支援金等分

限度額	240, 000円	→	260, 000円	20, 000円引上げ
-----	-----------	---	-----------	-------------

(3) 所得が一定額以下の世帯に対する均等割軽減額の変更

医療給付費分

7割軽減	21, 420円	→	28, 630円	7, 210円増額
5割軽減	15, 300円	→	20, 450円	5, 150円増額
2割軽減	6, 120円	→	8, 180円	2, 060円増額

後期高齢者支援金等分

7割軽減	9, 800円	→	11, 060円	1, 260円増額
5割軽減	7, 000円	→	7, 900円	900円増額
2割軽減	2, 800円	→	3, 160円	360円増額

介護納付金分（40歳以上65歳未満の方のみ）

7割軽減	10, 780円	→	11, 760円	980円増額
5割軽減	7, 700円	→	8, 400円	700円増額
2割軽減	3, 080円	→	3, 360円	280円増額

2 子ども・子育て支援納付金分

(1) 税率（所得割率・均等割額）

埼玉県が算定する市町村標準保険税率とする。

参考値（県による令和8年度市町村標準保険税率の仮算定値）

- ・所得割率 0.26%
- ・均等割額 1,582円
- ・18歳以上被保険者均等割額 108円（※）

※子ども・子育て支援納付金分の保険税については、18歳未満の被保険者の均等割額を全額減額することとしている。その減額は、均等割額（参考値の1,582円に相当）から、公費による①～③の軽減額の合算額を除いた分を「18歳以上被保険者均等割」として、別途18歳以上の被保険者に賦課することによる。

- ① 低所得者に係る軽減額（所得に応じて7割軽減・5割軽減・2割軽減）
- ② 未就学児に係る軽減額（5割軽減）
- ③ 出産被保険者に係る軽減額（産前産後期間相当分の保険税を軽減）

(2) 賦課限度額

地方税法施行令で定める金額とする。

(3) 所得が一定額以下の世帯に対する均等割軽減額

医療給付費分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分と同様に、所得に応じて均等割額の7割・5割・2割を減額する。

令和 6 年度以降の変更

区分	項目	令和 6 年度	令和 7 年度	対前年度 引上げ幅	令和 8 年度 (改定案)	対前年度 引上げ幅
医療給付費分	所得割率	7.30%	7.44%	0.14 ポイント	7.91%	0.47 ポイント
	均等割額	22,800 円	30,600 円	7,800 円	40,900 円	10,300 円
	賦課限度額	650,000 円	650,000 円	0 円	660,000 円	10,000 円
後期高齢者 支援金等分	所得割率	2.40%	2.65%	0.25 ポイント	2.78%	0.13 ポイント
	均等割額	12,000 円	14,000 円	2,000 円	15,800 円	1,800 円
	賦課限度額	220,000 円	240,000 円	20,000 円	260,000 円	20,000 円
介護納付金分 (40~64 歳のみ)	所得割率	2.00%	2.31%	0.31 ポイント	2.44%	0.13 ポイント
	均等割額	13,200 円	15,400 円	2,200 円	16,800 円	1,400 円
	賦課限度額	170,000 円	170,000 円	0 円	170,000 円	0 円
医療分・支援金分 ・介護分の合計	所得割率	11.70%	12.40%	0.7 ポイント	13.13%	0.73 ポイント
	均等割額	48,000 円	60,000 円	12,000 円	73,500 円	13,500 円
	賦課限度額	1,040,000 円	1,060,000 円	20,000 円	1,090,000 円	30,000 円
子ども・子育て 支援納付金分 (令和 8 年度~)	所得割率	県が提示する市町村標準保険税率どおりに税率を設定			0.26%	各税率は県に による仮算定値
	均等割額	県が提示する市町村標準保険税率どおりに税率を設定			1,582 円	
	18 歳以上 均等割額	県が提示する市町村標準保険税率どおりに税率を設定 ※ 18 歳未満の均等割額を全額減額するため、別途 18 歳以上の被保険者に賦課するもの。			108 円	
	賦課限度額	政令で定める限度額と同額とし、政令と同日から適用			(未定)	

【令和8年度税率案の算定手順】

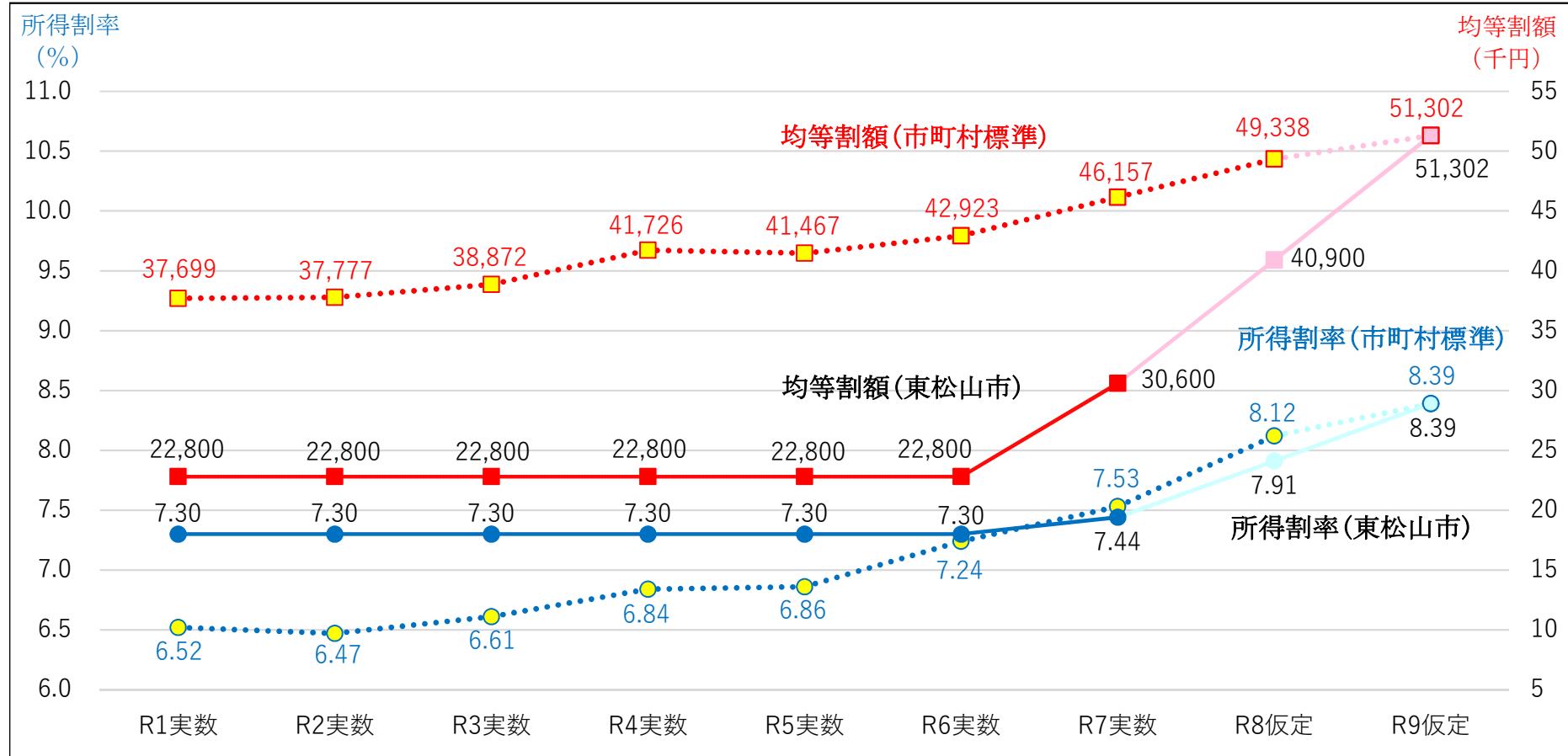
医療給付費分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分のそれぞれについて、所得割率・均等割額を以下の手順で算定する。

ステップ1 令和元年度から令和8年度までの各年度間の市町村標準保険税率（令和8年度は県による仮算定値）の伸び率を算出し、その平均値を今後の伸び率と仮定し、令和9年度の市町村標準保険税率を推計する。

ステップ2 ステップ1で推計した令和9年度の市町村標準保険税率と現行（令和7年度）の当市の保険税率との乖離を2か年（令和7年度→令和8年度→令和9年度）の税率改定で解消するよう平準化し、令和8年度の保険税率を算出する。

			医療給付費分		後期高齢者支援金等分		介護納付金分		全体	
			所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額
ステップ1	A	各年度間の市町村標準保険税率の伸び率の平均値	103.23%	103.98%	102.94%	103.63%	106.41%	105.63%		
	B	令和8年度の市町村標準保険税率（県による仮算定値）	8.12%	49,338円	2.82%	17,034円	2.44%	17,296円	13.38%	83,668円
	C	令和9年度の市町村標準保険税率の推計値 B × A	8.39%	51,302円	2.91%	17,653円	2.60%	18,270円	13.90%	87,225円
ステップ2	D	令和7年度の当市の保険税率	7.44%	30,600円	2.65%	14,000円	2.31%	15,400円	12.40%	60,000円
	E	令和9年度の市町村標準保険税率の推計値と現行の保険税率との乖離 C - D	0.95ポイント	20,702円	0.26ポイント	3,653円	0.29ポイント	2,870円	1.50ポイント	27,225円
	F	2か年で平準化した場合の単年度当たりの引上げ幅 E ÷ 2	0.47ポイント	10,300円	0.13ポイント	1,800円	0.14ポイント	1,400円	0.74ポイント	13,500円
	G	令和8年度の当市の保険税率案 ※令和8年度の市町村標準保険税率を上限とする。 D + F	7.91%	40,900円	2.78%	15,800円	2.44%	16,800円	13.13%	73,500円

医療給付費分（所得割率・均等割額）



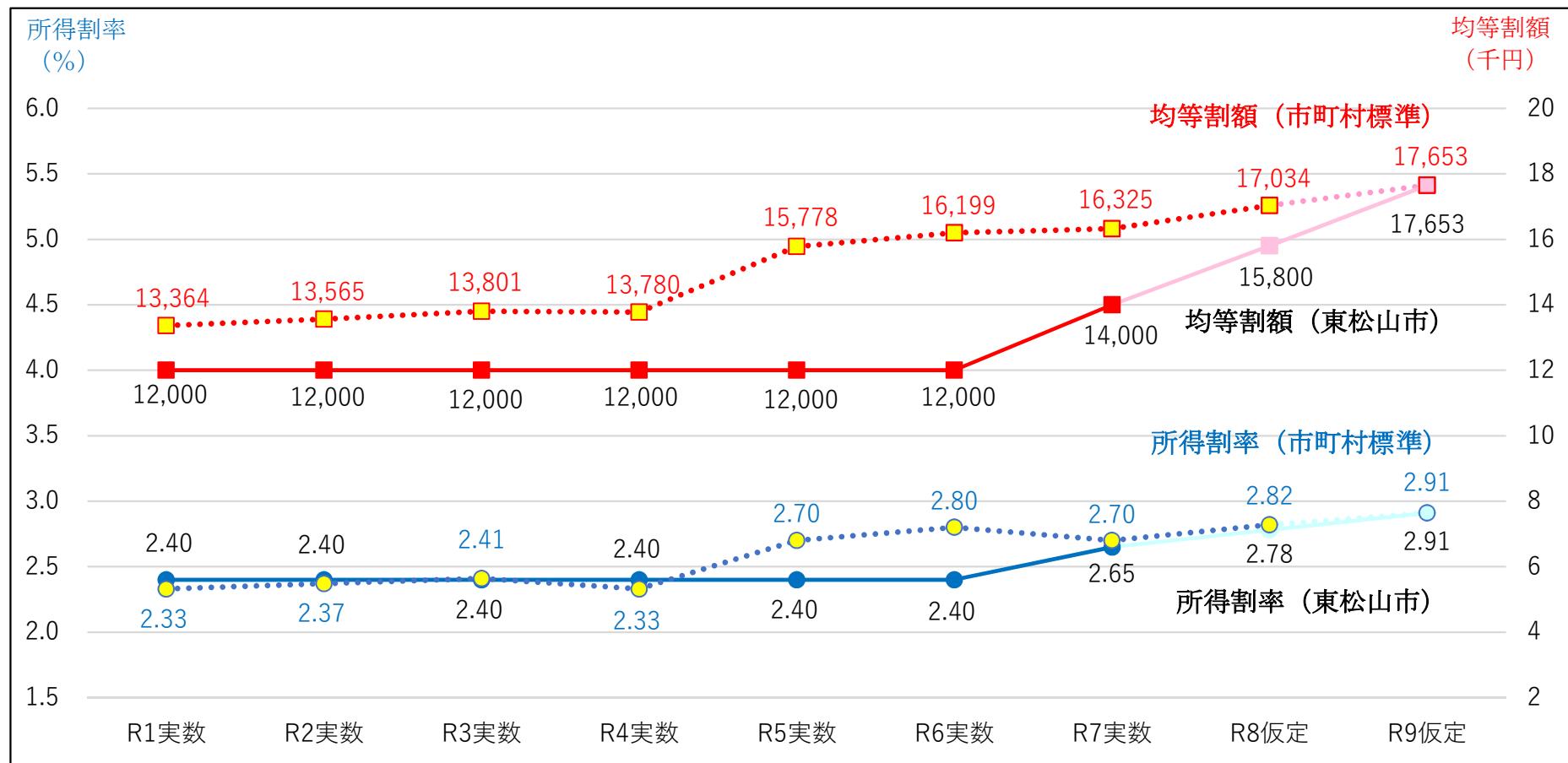
R1からR8までの各年度間の市町村標準保険税率（R8は県による仮算定値）の伸び率の平均に基づく推計

		R1実数	R2実数	R3実数	R4実数	R5実数	R6実数	R7実数	R8仮定	R9仮定
医療分	所得割率 (%)	6.52	6.47	6.61	6.84	6.86	7.24	7.53	8.12	8.39
	東松山市	7.30	7.30	7.30	7.30	7.30	7.30	7.44	7.91	8.39
	均等割額 (円)	37,699	37,777	38,872	41,726	41,467	42,923	46,157	49,338	51,302
	東松山市	22,800	22,800	22,800	22,800	22,800	22,800	30,600	40,900	51,302

市町村標準所得割との乖離率
市町村標準均等割との乖離額

0.78	0.83	0.69	0.46	0.44	0.06	-0.09	-0.21	0.00
-14,899	-14,977	-16,072	-18,926	-18,667	-20,123	-15,557	-8,438	0

後期高齢者支援金等分（所得割率・均等割額）



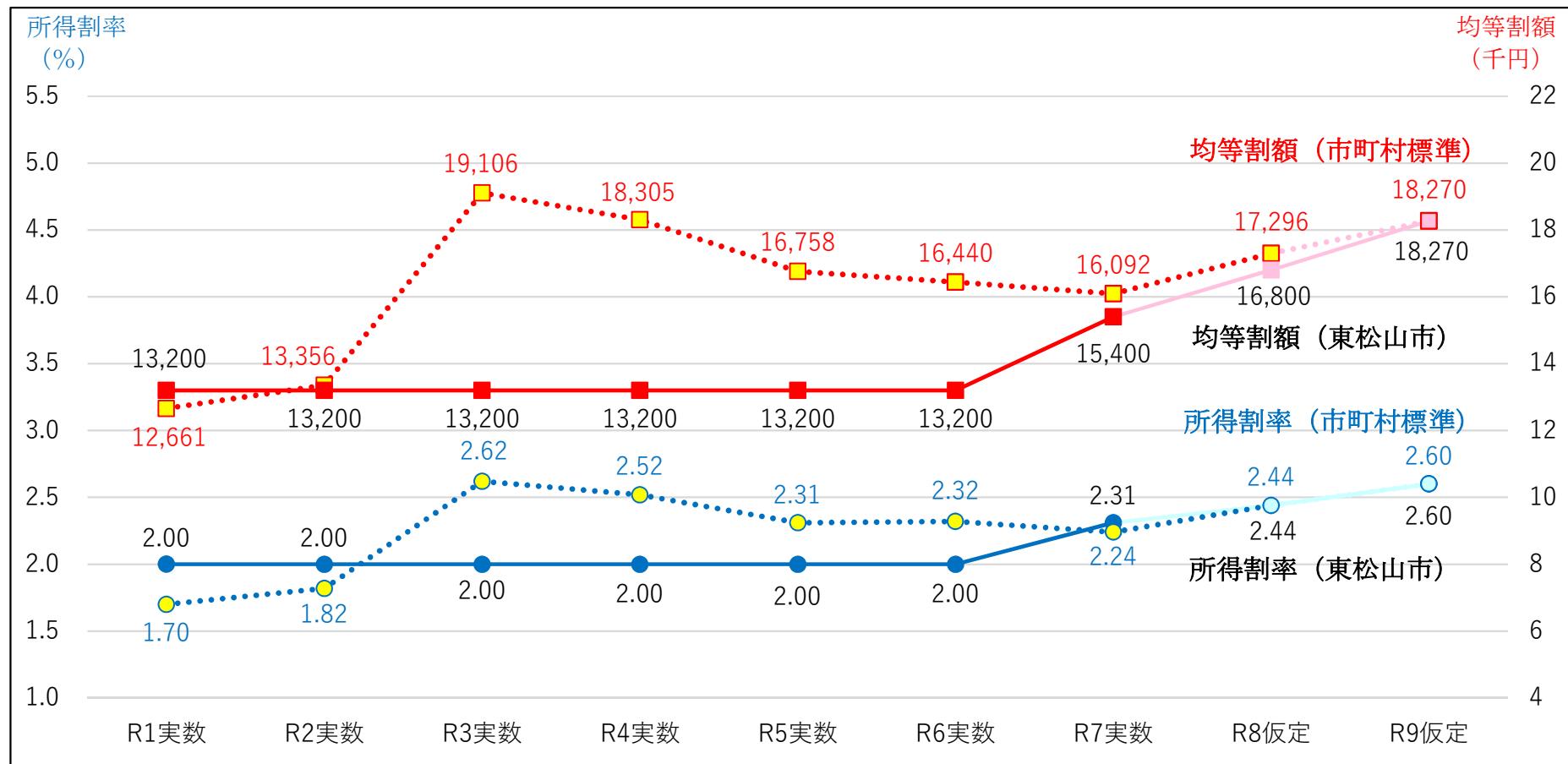
R 1 から R 8 までの各年度間の市町村標準保険税率（R 8 は県による仮算定値）の伸び率の平均に基づく推計

			R1実数	R2実数	R3実数	R4実数	R5実数	R6実数	R7実数	R8仮定	R9仮定
支援分	所得割率 (%)	市町村標準	2.33	2.37	2.41	2.33	2.70	2.80	2.70	2.82	2.91
	東松山市	2.40	2.40	2.40	2.40	2.40	2.40	2.65	2.78	2.91	
	均等割額 (円)	市町村標準	13,364	13,565	13,801	13,780	15,778	16,199	16,325	17,034	17,653
	東松山市	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	14,000	15,800	17,653	

市町村標準所得割との乖離額
市町村標準均等割との乖離額

0.07	0.03	-0.01	0.07	-0.30	-0.40	-0.05	-0.04	0.00
-1,364	-1,565	-1,801	-1,780	-3,778	-4,199	-2,325	-1,234	0

介護納付金分 (所得割率・均等割額)

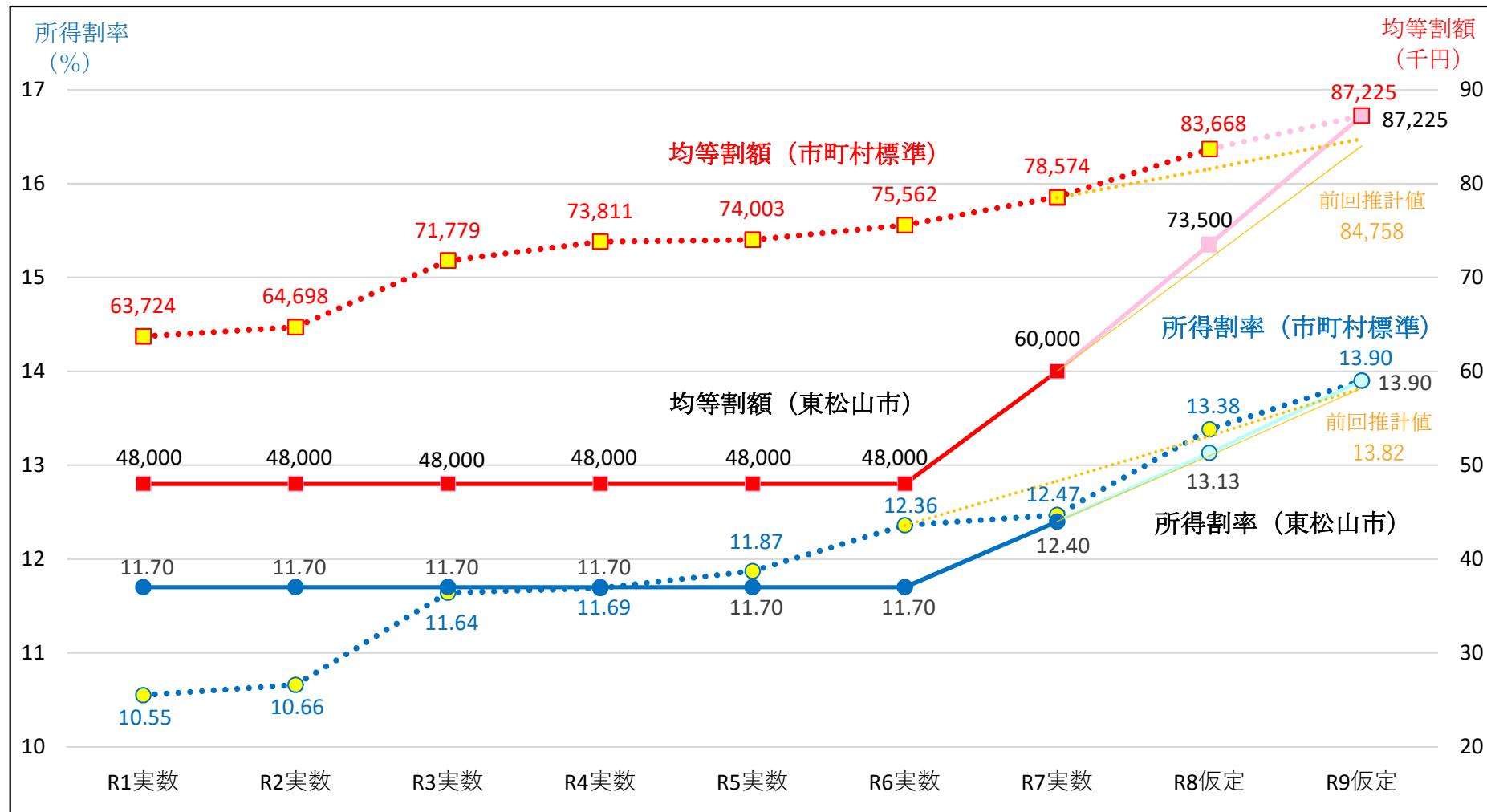


R 1 から R 8 までの各年度間の市町村標準保険税率 (R 8 は県による仮算定値) の伸び率の平均に基づく推計

			R1実数	R2実数	R3実数	R4実数	R5実数	R6実数	R7実数	R8仮定	R9仮定
介護分	所得割率 (%)	市町村標準	1.70	1.82	2.62	2.52	2.31	2.32	2.24	2.44	2.60
	東松山市	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.31	2.44	2.44	2.60
	均等割額 (円)	市町村標準	12,661	13,356	19,106	18,305	16,758	16,440	16,092	17,296	18,270
	東松山市	13,200	13,200	13,200	13,200	13,200	13,200	13,200	15,400	16,800	18,270

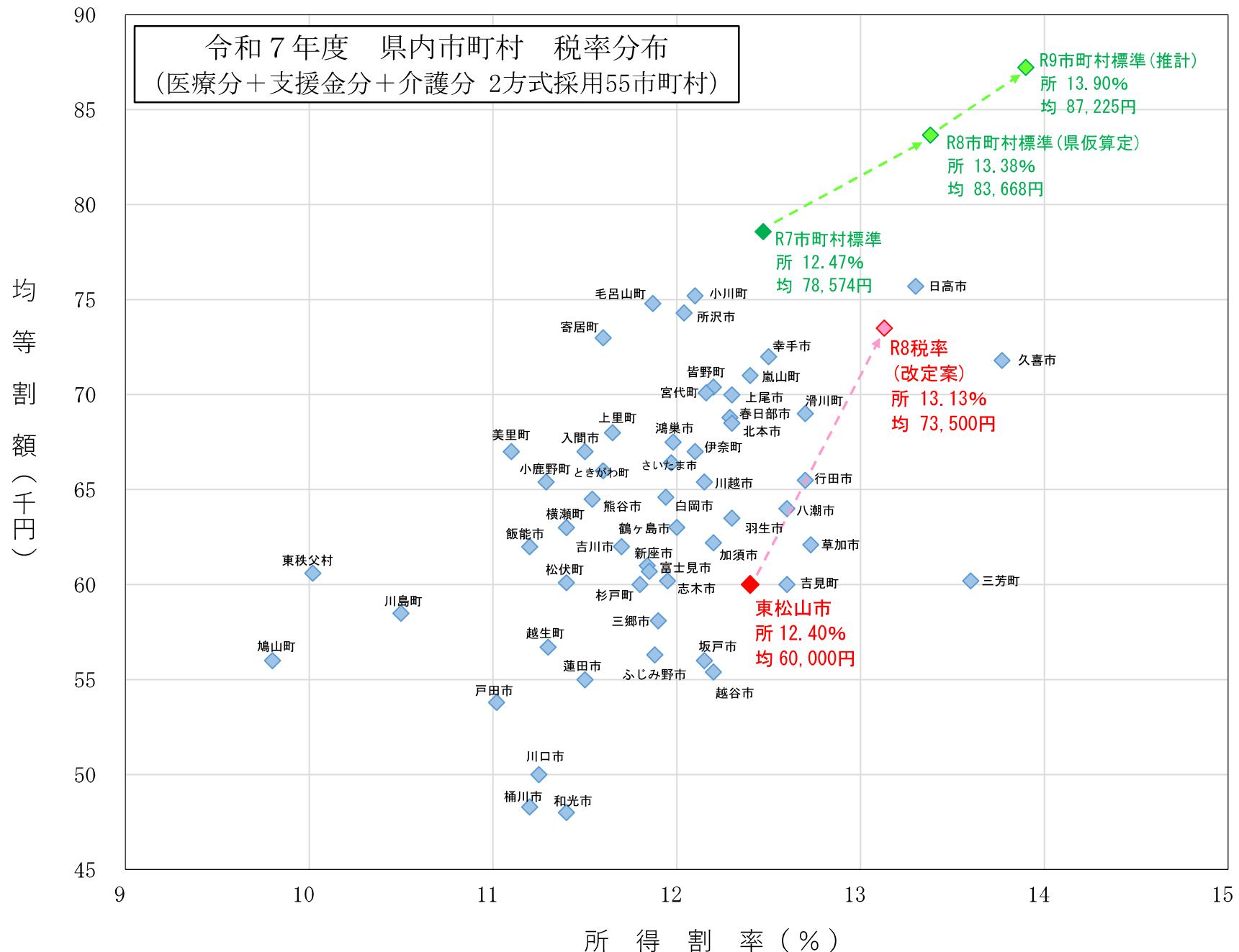
市町村標準所得割との乖離額
市町村標準均等割との乖離額

医療給付費分+後期高齢者支援金等分+介護納付金分 (所得割率・均等割額)



R 1 から R 8 までの各年度間の市町村標準保険税率 (R 8 は県による仮算定値) の伸び率の平均に基づく推計

			R1実数	R2実数	R3実数	R4実数	R5実数	R6実数	R7実数	R8仮定	R9仮定
合計	所得割率 (%)	市町村標準	10.55	10.66	11.64	11.69	11.87	12.36	12.47	13.38	13.90
		東松山市	11.70	11.70	11.70	11.70	11.70	11.70	12.40	13.13	13.90
	均等割額 (円)	市町村標準	63,724	64,698	71,779	73,811	74,003	75,562	78,574	83,668	87,225
市町村標準所得割との乖離額			1.15	1.04	0.06	0.01	-0.17	-0.66	-0.07	-0.25	0.00
市町村標準均等割との乖離額			-15,724	-16,698	-23,779	-25,811	-26,003	-27,562	-18,574	-10,168	0





令和6年10月8日

東松山市長 森田光一様

東松山市国民健康保険運営協議会

会長 島田安三



東松山市国民健康保険税の税率等について（答申）

令和6年10月4日付け東松保年発第0521001号で諮問のありました、令和7年度における東松山市国民健康保険税の税率等について、諮問のとおり改定することを適當と認め、ここに答申します。

なお、答申にあたり、次の意見を附記します。

- 令和9年度に予定されている保険税水準の準統一に向けて、被保険者の急激な負担増とならないよう、それまでの間、国民健康保険事業基金を活用し、段階的な税率改定を行うよう配慮されたい。
- 被保険者の負担軽減のため、公費による支援の拡充について、国に要望されたい。
- 税率改定に対する理解を得られるよう、その背景、経緯及び効果について、様々な機会を捉えて被保険者への周知を図られたい。

